

# 社会医療法人健生会 介護職員初任者研修 学則

## (開講目的)

第1条 高齢化社会が進む中、介護を必要とする高齢者や利用者の多様なニーズに応える為に専門的な知識・技術を有する介護人材の育成をめざします。介護を必要とされる方々が信頼をよせ安心して、自立し実りある生活が出来るよう、対人援助、対人理解の観点から基本的な理念や知識、姿勢を有する、質の高い介護職員を養成することを目的とします。

## (研修実施主体)

第2条 本研修は、次の事業者(以下「法人」という。)が実施します。

名称： 社会医療法人健生会  
代表者： 理事長 横山 知司  
所在地： 奈良県大和高田市日之出町 12-8  
連絡先： 奈良市西木辻町 200  
健生会岡谷本館 TEL 0742-90-0020  
担当者 坂上

## (研修事業所の名称・所在)

第3条 事業所は、次のとおりとします。

事業所の名称： 社会医療法人健生会 介護職員初任者研修講座  
事業所の所在地： 奈良県大和高田市日之出町 12-8

## (研修会場及び所在地)

第4条 研修会場は次の通りとします。

- (1) 社会医療法人健生会 岡谷本館
- (2) 社会医療法人健生会 吉田病院
- (3) 社会福祉法人秋篠茜会 特別養護老人ホームこがねの里
- (4) 社会医療法人健生会 土庫病院

## (研修課程及び学習形式)

第5条 前条の目的を達成するために、次の研修事業を実施します。

(1) 介護職員初任者研修課程(通信)

(研修期間)

第6条 研修期間はおおむね2か月間とします。

(研修日程)

第7条 別紙1「研修日程表」参照

(研修講師氏名)

第8条 別紙2「講師履歴一覧」参照

(受講対象者・定員)

第9条 介護事業所に従事している、又は従事することを予定している方で16歳以上の心身ともに健康であること。演習を含む全ての課程を自分ひとりの力で、受講・遂行出来る方が対象となります。母性保護のため、妊娠されている方は受講できません。受講定員数は15名とします。

(受講者の本人確認)

第10条 申し込み時に、本人確認が出来る書類の提出をお願いします。健康保険証、運転免許書、住民表、学生証のいずれかによって確認します。

(受講申し込み手続き)

第11条 本講座の受講申し込み手続きは次の通りです。

- (1) 受付期間 : 開校前の概ね4週間
- (2) 締切 : 定員(最小3名)になり次第締め切り又は開校日の3週間前
- (3) 申し込み手続き : 別に定める受講申し込み書に記載のうえ申込む
- (4) 決定通知書 : 事業者から受講決定通知書及び受講料納付通知書を受け、受講料を納入

(研修修了の認定方法)

第13条 修了の認定は、第7条に定めるカリキュラムを全て履修した後、1時間程度の修了評価を行った上、評価基準に達したと認める方に対して行います。

(1) 通信形式の課題において提出する課題に対してそれぞれの課題で合格点に達し方。D以上の評価の方をに認定します。

(2) 第1項の修了評価は、筆記試験により行います。100点を満点としてA(90点以上)、B(89点～80点)、C(79点～70点)、D(60点～69点)、E(60点未満)、D以上の評価の方が評価基準を満たした方として認定いたします。

(3) D評価を受けた方については、必要に応じて補講を行うとともに、原則として修了者と認定するに足りるまで再試験を行います。再試験を受ける場合は2000円を申し受けます。通信添削の場合も同様です。

(研修欠席者の扱い)

第14条 本講座は全課程出席を原則とします。理由の如何にかかわらず、研修開始時刻から10分遅刻した場合は欠席とします。やむを得ず欠席する場合は必ず研修担当者へ連絡を行い、補講等の調整を図ってください。無断で欠席する事が度々ある場合は、当事業所の判断にて、修了する意思がないものとして未修了扱いとすることがあります。補講費用といたしまして1教科2000円申し受けます。

(受講料及び必要な費用)

第15条 研修参加費用は次の通りです。

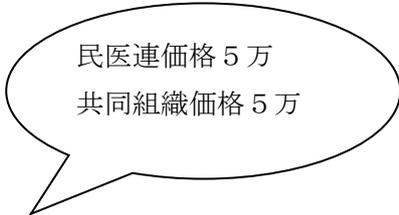
受講料 : 75000円(税込・テキスト代込)

納付方法 : 所定振り込み用紙にて振り込み

納付期限 : 申込日より1週間以内

補講料 : 第14条に定める

再試験料 : 再添削料 : 第13条に定める



民医連価格5万  
共同組織価格5万

(使用テキスト)

第16条 研修に使用するテキストは次の通りです。

中央法規介護職員初任者研修テキスト

(開講の順延又は中止)

第17条 開園受付日より開園開始日の2週間前までに申し込みが3名に満たない場合は開講日の順延又は中止する場合があります。

(解約条件及び返金の有無)

第18条 受講申込手続き終了後の返金は次の通りです。

(1) 受講者からの解約の場合

イ、開講の10日前までに電話での連絡を必須とします。

ロ、開講当日以降は理由の如何を問わず受講料は返還しません

(2) 事業者からの解約の場合

イ、研修応募者が3名に満たなかった場合は全額返金いたします。

(保険の加入)

第19条 介護労働講習等損害(障害・倍賞責任)保険は、全ての受講生が加入するものとし保険料については事業者が負担します。

(受講の取消)

第20条 次の各号に該当する者は、受講を取り消す事ができます。この場合、当事業者は一切の責任を負わないものとし、受講料の返金を行わない事とします。

(1) 学習意欲を著しく欠き、修了の見込みがないと認められる方。

(2) 他の受講者の学習を著しく妨げる方。

(3) 自力で演習内容を行う事が出来ない方。

(4) その他、講師が不相当とみなした方

(退講)

第21条 第20条各号により受講を取り消されるに至った方は退講扱いとし、書面によりその理由を示して通知するとともに、退講前に履修した当該研修については、その受講をすべて無効とする。

(修了者管理)

第22条 事業者は、修了者を奈良県知事に報告するとともに、修了者台帳で永久管理します。

(修了証明書の交付)

第23条 第13条により修了をされた方は、当法人において介護保険法施行令第3条第1項に規定する修了証明書および修了証明(携帯用)を交付します。修了証明書の書き換え紛失があった場合は、修了者の申し出により書き換え、再発行を行う事ができます。

再発行費用2500円は、送料を含みます。

(個人情報の取り扱い)

第24条 業務上知り得た受講者の個人情報は、講座運営に関してのみ利用し、それ以外の目的で利用しません。この守秘義務は、本研修が終了した後も継続します。

(1) 受講者においては、研修中に知りえた個人情報を他に口外しない事とし、その旨を誓約書に記載して事業所に提出することとします。

(情報の開示方法)

第25条 下記ホームページにて情報の開示をします。

この学則は令和7年5月1日より適用とします。